

令和5年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第2号）

令和5年3月20日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時03分

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第29号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第13号）
- 第 4 議案第30号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第31号 令和4年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第15号 白老町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 7 議案第16号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第17号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第18号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第19号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第20号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第21号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 報告第 4号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
- 第14 予算等審査特別委員会の審査報告について
 - 議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 28 号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度白老町一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 5 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 5 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 13 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 14 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計予算
- 第 15 議案第 32 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 発議第 1 号 白老町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 17 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 18 意見書案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）
- 第 19 意見書案第 2 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）
- 第 20 意見書案第 3 号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）
- 第 21 常任委員会の所管事務等調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第 22 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）
- 第 23 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 29 号 令和 4 年度白老町一般会計補正予算（第 13 号）
- 議案第 30 号 令和 4 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 31 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 15 号 白老町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 16 号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

- める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第 2 2 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度白老町一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 5 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 5 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 1 3 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 1 4 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 発議第 1 号 白老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書 (案)
- 意見書案第 2 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書 (案)
- 意見書案第 3 号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書 (案)
- 常任委員会の所管事務等調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(広報広聴常任委員会)

○出席議員（13名）

1 番 久 保 一 美 君	2 番 吉 谷 一 孝 君
3 番 貳 又 聖 規 君	4 番 佐 藤 雄 大 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
1 0 番 小 西 秀 延 君	1 1 番 及 川 保 君
1 2 番 長 谷 川 か お り 君	1 3 番 氏 家 裕 治 君
1 4 番 松 田 謙 吾 君	

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1 番 久 保 一 美 君	2 番 吉 谷 一 孝 君
3 番 貳 又 聖 規 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君
産 業 経 済 課 参 事	齋 藤 大 輔 君
企 画 財 政 課 主 幹	増 田 宏 仁 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、久保一美議員、2番、吉谷一孝議員、3番、貳又聖規議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。
議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。
本委員会での協議事項は、第1回定例会3月会議の運営に関する件であります。
町長の提案に係るものとして、令和4年度の各会計補正予算3件、及び令和5年度の一般会計補正予算1件、専決処分報告1件、計5件の議案の追加提出がありました。
古俣副町長から、その概要について説明を受けた後、議案5件は、本日の議題に供することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

- 議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。
議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。
それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎議案第29号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第29号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、議29—1をお開きください。議案第29号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第13号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億90万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月20日提出。白老町長。

以降の詳細につきましては、担当の主幹より説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） それでは、私のほうから詳細な説明をさせていただきたいと思えます。

2ページ、3ページをお開きください。2ページの第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、それから3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きください。8款土木費、4項2目港湾建設費、(1)、港湾機能施設整備事業特別会計繰出金880万円の増額補正であります。繰出金は、平成24年度に港湾機能施設整備事業特別会計で借入れした起債について起債借入時の条件として借入れから10年後に未償還分の残高を再度借換えするものとして当時借入れを行ったものでありますが、借入れから10年を迎えるに当たり、償還分残高の借入れを行わず繰上償還することにより起債残高を圧縮し、町全体の財政指標の改善をより推し進めるため、繰上償還に要する経費を計上するものであります。財源は、一般財源の増となります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページ、5ページにお戻りください。21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金880万円の計上で、歳出総額に対する歳入不足分として計上するものであります。これによりまして、繰越金の留保額ですけれども、9,974万1,000円となります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第13号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第30号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 議案第30号をお開き願います。議案第30号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,846万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月20日提出。白老町長。

次に、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。2款公債費、1項1目元金については、議案第29号でご説明のとおり、平成24年に資本費平準化債として借入れを行った起債について未償還残高の再借入れを行わず繰上償還す

るものであり、元金残高880万円の増額補正を行うものであります。

次に、歳入のご説明をさせていただきますので、4ページにお戻りください。3款繰入金、1項1目他会計繰入金については、繰上償還に係る増額分880万円について一般会計からの繰入金により措置をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 令和4年度白老町下水道事業会計補正予算 （第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第31号 令和4年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） それでは、議31—1をお開き願います。議案第31号 令和4年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和4年度白老町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和4年度白老町下水道事業会計予算第4条本文括弧書中「不足する額3億4,317万6,000円」を「不足する額3億5,994万6,000円」に、「損益勘定留保資金3億3,219万5,000円」を「損益勘定留保資金3億4,896万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額8億8,089万3,000円、補正予定額1,677万円、計8億9,766万3,000円。

第2項企業債償還金、既決予定額5億9,141万3,000円、補正予定額1,677万円、計6億818万3,000円。

令和5年3月20日提出。白老町長。

次に、議31—2をお開き願います。補正予算の実施計画につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきまして、続いて議31—3、令和4年度白老町下水道事業会計補正予算説明書を御覧ください。資本的支出、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金についてであります。平成24年度に下水道会計で借入れした起債の繰上償還に関するものでございます。起債借入時の条件といたしまして、借入後10年経過時に未償還分の残高を再度入札により借換えを行うものとして当時借換えを行ったものであります。10年を迎えるに当たり、未償還分残高の借入れを行わず繰上償還をすることにより、起債残高の圧縮に努めるものでございます。なお、資本的支出に対応する財源1,677万円につきましては、損益勘定留保資金により補填するものでございます。

議案第31号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 令和4年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 白老町個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第15号 白老町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議15—1、議案第15号でございます。白老町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

白老町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議15—2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（白老町個人情報保護条例の廃止）

第2条 白老町個人情報保護条例は、廃止する。

なお、第3条の白老町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置並びに第4条の白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正につきましては、朗読を省略させていただきます。

少し飛びまして、議15—5をお開きください。議案説明でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものである。

次のページ、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に関わる新旧対照表につきましては、朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表（附則第4条による改正）

改正前	改正後
<p>（協定の締結）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>（管理業務に係る情報の取扱い等）</p>	<p>（協定の締結）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。</u>）の保護に関する事項</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>（管理業務に係る情報の取扱い等）</p>
<p>第12条 指定管理者は、白老町個人情報保護</p>	<p>第12条 指定管理者は、施設を管理するに当たっ</p>

	<u>て保有す</u>
<u>条例(平成11年条例第34号)の規定を遵守し、施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のため、第6条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>る個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、保有する個人情報の適切な管理のため、第6条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。</u>
2 (略)	2 (略)

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 白老町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第16号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議16—1、議案第16号でございます。白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町自治基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則です。施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、個人情報保護法施行条例の制定に併せて本条例の個人情報の保護に係る部分について一部を改正するものでございます。

新旧対照表の朗読は、省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町自治基本条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。</u></p> <p><u>2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めま</u> <u>す。</u></p>	<p><u>(個人情報の適切な取扱い)</u></p> <p><u>第31条 執行機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を適切に取り扱います。</u></p> <p><u>2 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必</u> <u>要な事項について、別に条例を定めます。</u></p>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第17号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議17-1、議案第17号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文及び別表1の表の朗読は、省略させていただきます。

議17-3をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条の経過措置の朗読は、省略させていただきます。

次のページ、議案説明でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、個人情報保護法施行条例の制定に併せて本条例の白老町情報公開・個人情報保護審査会に係る部分について一部を改正するものである。

議17-5から新旧対照表の朗読は、省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表				別表			
1 町長の附属機関				1 町長の附属機関			
名称	所掌事務	委員 の定 数	委員 の任 期	名称	所掌事務	委員 の定 数	委員 の任 期
(以下 略)				(以下 略)			
白老町情報 公開・個人 情報保護審 査会	1 当該諮問に応じ て、次に掲げる事項 に関する調査及び審 議 (1) 白老町情報公 開条例第16条に規 定する審査請求に関 すること。	5人 以内	2年	白老町情 報公開・個 人情報保 護審査会	1 次に掲げる事 項に関する調査審 議 (1) 白老町情報 公開条例第16条 第1項の規定によ る諮問に応じ、同 条例第12条第1	5人 以内	2年

<p>(2) <u>白老町個人情報保護条例第27条に規定する審査請求に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により実施機関が諮問する事項に関すること。</u></p> <p><u>2 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項及び苦情の申し出に関する調査及び審議並びに意見の陳述</u></p>		<p>項の規定による決定又は同条例第7条第1項に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</p> <p>(2) <u>実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項</u></p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条例第1項の規定による諮問に応じ、同法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は同法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</u></p> <p>(4) <u>白老町個人</u></p>	
---	--	---	--

		<u>情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第号）第4条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u> <u>(5) 白老町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第号）第45条及び第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u> <u>2 情報公開制度の運営に関する重要事項及び苦情の申出に関する調査審議及び意見の陳述</u>		
--	--	---	--	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第18号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議18—1、議案第18号であります。白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。職員の柔軟な働き方を推進することにより、多様な人材を確保し、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するため、国は勤務時間、休暇時間の柔軟化を目的とした人事院規則の改定を行うことから、本町においてもこれに準じた改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(休憩時間) 第6条 略 2 略	(休憩時間) 第6条 略 2 略
	<u>3 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u> <u>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u> <u>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u>

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） ただいま議案説明がありました。第6条を見ても具体的に何がどうなのか分かりませんので、お聞きしますけれども、議案説明で国は勤務時間、休暇時間の柔軟化を目的とした人事院規則の改正ということで、このことを言っていないけれども、人事院の改正の規定での趣旨及び概要はどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 趣旨でございますけれども、これは働き方改革だとか、議案説明に書いてあるように柔軟な働き方ということで、白老町も当然でございますけれども、国の場合は特に勤務時間がいろいろ異なる場合の職種がございます。そちらの勤務時間のほうの部分もございまして、本町については今回休暇等の部分について入れてございますけれども、休暇時間、休憩時間というか、今現在も例えば窓口業務ですと昼休みを交代制で実施しているものでございまして、今回それらの規則を、国とは大きく異なる部分もあるのですけれども、改めて町分の整理をさせていただいたということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） よく分からないのだけれども、何か制度的なものってあるのではないのですか。だから、今のように勤務時間だったり休暇を変えるということではないのですか。根本をなすものの勤務時間とか休憩を改正しなければいけない根拠は何ですか。何を改正するのですか、何のために第6条を改正しなければいけないのですか。結局何をやるのだから分からないのです。何か不都合があるのですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 正直言って今回のこの条例の改正に基づいて不都合はなかったのですが、条例改正の通知等が来ている中で、基本的には条例等は国の人事院規則が変わったときには町のほうでもしっかり整理したいということで、今回新たに追加された部分については実際は先ほども言いましたように運用ではやっているのですが、その部分については国の考え方と合わせて条文を整理しておきましょうというところでございまして、前田議員おっしゃるように実際には運用的に大きく変わるところはないというのが実際のところでございます。あくまでも先ほど言いましたように、国のほうもこれからいろいろな研究施設だとか、そういうものもあったり、病院の部分の施設だとかがあたりするということで、勤務時間のほうを要するに現在進められている働き方改革という中で人事院としての規則を変えようということで、全体的なそういった見直しの中で進められているということで認識してございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 課長、よく分からないのだけれども、フレックスタイム制が広がって

いますけれども、基本はフレックスタイム制によって勤務時間の割り振りの基準を柔軟にするという意味ではないですか。違いますか。3回しか言えないので、後でもう一回許してもらいけれども、根っこはそこであって、今回の部分は第6条に規定しているから、規定を変えたりするということ、基本はそこではないですか、私はこういう立場で言いたくないのですが、課長に2回聞いているのだけれども、根本をなす法律の改正の趣旨とか概要は全然違うのかなと思ってあえて私は確認するのです。私も分からないのだけれども、本来そうではないのですか。違いますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 申し訳ありません、私のほうもちょっと勉強不足で回答がしっかりできていませんでしたが、柔軟化というところが説明にございますけれども、その中に今はフレックスタイム制ですとか、そういった部分も含まれた趣旨の中で、大きく国のほうはそういうものも導入していますが、本町ではまだそこまでの検討には至っておりません。休暇等の部分については整理したというところですが、あくまでも今前田議員おっしゃったように、柔軟化という意味ではフレックスタイム制の導入ですとか、そういったものも趣旨として含まれるということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） それでは、白老町はフレックスタイム制度を導入していないですよ、しているのですか。していなければ、この第6条の改正って出てきますか、失礼だけれども。これを規則でやって、どういう規則体系になっているのかということをお願いします。また実際に白老町でフレックスタイムを入れたときに職員はどういう事例で該当しますか、条例を上げるということはそこまで整理されていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まだ実際のところフレックスタイム制度は正式な形の導入ではございませんけれども、例えば実際に行っているのは、今回新型コロナウイルス感染症の対策でなるべく人が柔軟にできるように、朝7時から勤務して夕方帰るとかということ、そういった1時間とか2時間程度の時間のずれということは実施しているところです。新型コロナウイルス感染症が安定し、5類に変わるということもございますので、今後の課題としてはそういった時間をどうしていくかということも、一定の効果もございますので、例えば時間外が減っていくとか、そういった部分の効果もございますので、フレックスタイム制の導入の検討は、まだ進めていませんけれども、今後そのような形も考えていきたいということで捉えています。

今回のこの条例の改正につきましては、先ほどもちょっと言ったように、勤務時間までの改正には至っていませんけれども、あくまでも条例上の休憩時間のほうについて実際に今運用している部分はある程度正式にということと、あと追加で健康を害した部分だとか、そういう人たちの休憩時間の取り方の問題というものがございましたので、人事院規則の改定に併せて今回条例を提案させていただきました。

〔「5回になるけど、いいですか、最後だけちょっと」と呼ぶ者

あり]

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 失礼なのですがけれども、もう一回、国の人事院規則の趣旨、概要をきちんと理解をして、そして白老町のフレックスタイム制をどうするか、フレックスタイム制にはどういうものが適合してくるのかということを中心に整理をしないと働き方改革にならないし、逆に女性の方もフレックスタイム制をやると子育てとか子供の幼稚園とかの送り迎えのときにそういう時間を利用できると、きちんと制度化されるのです。今課長が言っていることは、運用上の問題は時間差で勤務できるやつ、その制度のことを言っているだけであって、フレックスタイム制とは違いますよ。もう一回、副町長、きちんと中身を理解して正しい規則等を整理をしないと職員には不利益になりますよ。もう一回きちんとやってください。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 説明の内容があやふやな部分があったかなと思うのです。今回の人事院の改正に基づくものについては、特にうちで今議論になっているフレックスタイム制のありようがどうのこうのとかというところはまだ本町も実際になかなかそこまではその制度ののっかってやっているわけではないので、今後の課題だということは十分認識します。ただ今回の場合は人事院の趣旨については働き方の柔軟性を十分確保していくという観点の下に、特に休憩時間のありようについて今まで一斉に与えていたものを個々の条件に合わせるだとか、それからこちらの対応のありようについて柔軟に与えますというところに焦点が当たっているので、これまで本町において新型コロナウイルス感染症の関係のところでもそういう運用ができるということでやっていたけれども、きちんとした改正をもって条文化する中で明らかにしていかなければならないという趣旨の下に今回の条例の改正の提案をさせていただいております。ですから、何回も言いますけれども、勤務時間のフレックスタイム制だとか、そういう制度をどう本町が導入して、それを具体的にどう施行していくかというところは十分これからの課題と踏まえて今後考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 白老町勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第19号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議19—1をお開きください。議案第19号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

議19—2、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

2 この条例による改正後の白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議19—4をお開きください。議案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における安全計画の策定等の義務化及び懲戒に関する規定の削除、幼児等の所在確認と安全装置の装備に関する規定等が追加されたことから、同省令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 略

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 略

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の

	<p><u>安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>
--	--

<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。</u></p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>
--	---

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第20号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議20—1をお開きください。議案第20号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

議20—2、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議20—3をお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に関する規定が削除されたこと、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法第19条の規定が改正され、第2項が削除されたことから、同府令の基準に従う規定及び引用箇所の変更について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第21号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議21—1をお開きください。議案第21号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

議21—2、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議21—4をお開きください。議案説明でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者において安全計画の策定等の義務化及び点呼による利用者の所在確認、業務継続計画の策定等の努力義務化等に関する規定が追加されたことから、同省令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関し</u> <u>て保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画</u> <u>に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直し</u> <u>を行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するとき</u> <u>は、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>

<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」</u> <u>という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（松田謙吾君） 日程第13、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報4—1をお開きください。報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月20日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月14日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、金52万4,271円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

1、日時、令和4年12月16日金曜日午前11時頃。

2、場所、白老町東町3丁目44番81地先、町道東町4番通りでございます。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況ですが、令和4年12月16日午前11時頃、町道東町4番通りにおいて乙が苫小牧方面から室蘭方面へ走行中、右折するため車両を中央へ寄せ、SK側溝上を通過した際、鋼製蓋が跳ね上がり、車両に接触したため、運転席側ボディー及び燃料タンクが損傷したものでございます。

5、被害の程度、乙車両運転席側ボディー損傷、燃料タンク損傷。

6、損害賠償額、本件は甲が管理する町道においてSK側溝本体の一部劣化、欠損により鋼

製蓋の跳ね上がりが起きやすい状況になっていたこと等により発生した事故であるため、乙車両の修理費等52万4,271円全額を乙に対し支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものでございます。

次のページ、事故発生状況の図面をつけてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

-
- ◎議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算
 - 議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

- 議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算
議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算、議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算、議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算、以上令和5年度各会計予算9件とこれに関連する条例の制定及び一部改正7件、合わせて16議案を一括して議題に供します。

本件については、3月15日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

吉谷一孝委員長、登壇願います。

〔予算等審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 予算等審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

（1）、議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

（2）、議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

（3）、議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(6)、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

(7)、議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について。

(8)、議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算。

(9)、議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(10)、議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(11)、議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

(12)、議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算。

(13)、議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

(14)、議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算。

(15)、議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(16)、議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算。

2、審査の経過。

令和5年3月15日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月16日、17日の2日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

(1)、議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(7)、議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(8)、議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(9)、議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきもの

と決定。

(11)、議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時19分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけではありますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成10名、反対2名。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第32号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第32号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、議32—1をお開きください。議案第32号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,402万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億402万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月20日提出。白老町長。

次のページ以降の詳細につきましては、担当主幹からご説明させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） それでは、2ページ、3ページをお開きください。2ページの第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きください。4款環境衛生費、1項3目予防費、(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,402万9,000円の増額補正であります。国の方針により、5月8日から65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方を対象としたワクチン接種が開始されることから、所要の経費を計上するもので、印刷製本費及び通信運搬費は接種券の印刷及び郵送に係る経費、委託料はコールセンターの設置、ワクチンの輸送、接種記録の登録に必要なシステム改修に要する経費をそれぞれ計上するものであります。財源は、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。4回目、5回目の接種率がどれぐらいになっているか分かれば、特に5回目が大分悪いようですけれども。今回は65歳以上のリスクが高い人を中心にというのですけれども、全部に打つということではないのでしょうか、その点お尋ねをし

ます。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の方針でございます。令和5年度につきましては、重症化予防ということで、まずは65歳以上とか基礎疾患がある方を春開始接種ということで進めようとしております。秋に全町民を対象として接種するような形が方針として示されております。

接種率でございますが、昨年秋に始めていたのは全体として70%弱ぐらいです。65歳以上の方であれば84%程度、ただ65歳未満に関しましては55%程度の率ということで、全体としては7割程度の接種率となっております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。新型コロナウイルス感染症、3年間非常に厳しい状況の中で町の職員の皆さん方も頑張ってやられたわけですが、課長として見たときにこの3年間の新型コロナウイルス感染症の状況に対してどんな考え方を持っていたか、また今回5月から5類になるということもありますが、そこら辺の押さえは課長としてはどのようにされていきましたか、それだけ伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 私は、健康福祉課長を通算で5年間務めております。2年前にこちらに戻ってきて、一番大きな事業に関しましては新型コロナワクチン接種が一番大きかったなと思っております。課の職員にも多大に時間外等をさせながら進めてきて、まずは無事にこの年度末を迎えることはよかったかなと思っております。このワクチンにつきましては、まだまだ続きます。今議員がおっしゃったとおり、5月8日以降につきましては2類から5類に変わります。こちらに関しましては、今後どこでもワクチンを打てるような形になるかと思っておりますので、ここは行政の仕事でございますので、私がどうのこうのではなくて、引き続き町として取り組んでいく大きな課題だと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 白老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、発議第1号 白老町議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第1号 白老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

条例の朗読は、省略いたします。

発議1—24をお開きください。附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議1—25をお開きください。議案説明であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールの下、改正後の法が直接適用されることとなるが、地方議会は国会や裁判所と同様に独立性の確保の観点から同法の対象外とされていることから、議会の個人情報の取扱いについて定めるため、本条例を制定するものである。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり議員行政視察などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認について、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第18、意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子供の場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME/CFS）との関連も含めた、実態調査を推進すること
2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第19、意見書案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、

認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求める。

記

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること
2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること
3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること
4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること
5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称) 認知症基本法」を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第3号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、意見書案第3号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔 8 番 大淵紀夫君登壇〕

○ 8 番（大淵紀夫君） 意見書案第 3 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）

介護保険制度は、2000年に「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がり、約9.5万人（厚生労働省「雇用動向調査」2021年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は「要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」、「ケアプランの有料化」は、27年度からの第10期計画までに結論を出すと見送る一方で、23年夏までに「利用料2割負担の対象拡大」、「一定所得を超える65歳以上の介護保険料引き上げ」について、23年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円が21年は6千円超と倍以上に高騰（全国平均）しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢化に伴い介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国会においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しはやめること、国の負担割合を引き上げて支援を強めること、介護職員の賃金引上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりです。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 3 号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第21、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長、登壇願います。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、(1)、第6次白老町総合計画の進捗状況について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果。

本委員会は、第6次白老町総合計画の進捗状況について、担当課から説明を受けて、現状の取組、対策等を把握し、今後の在り方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

実施計画の取組状況。

第6次白老町総合計画は、令和2年6月に策定され、まちの将来像「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」の実現に向け、令和9年までの計画期間となっており、基本構想及び基本計画と毎年見直す実施計画で構成されている。

この実施計画は、基本計画の施策を推進するための事業計画となるもので、基本計画で示した施策を事務事業ごとに取りまとめた計画であり、社会情勢等の変化に柔軟に対応していくため、毎年ローリング方式で計画を見直しながら実行され、現在は3期目として令和6年度までの3か年となっている。

町は毎年度の予算編成と事業執行の指針に実施計画を位置づけながら、「生活環境」「健康福祉」「教育文化」「経済産業」「地域自治」の5つの分野を掲げ、各種基本施策に総合的かつ計画的に取り組んでいる。

第6次計画での取組として、当初予算との整合性はもとより第5次計画までの課題であった補正予算の計上及び執行管理を精査し、年度ごとの総予算額と決算額の把握に努め、1年ごとのPDCAサイクルの慣行、さらには計画期間の前半終期となる令和5年度の前期評価及び後期に向けた計画の見直しにつなげたい考えである。

また、計画体系については、総合計画は5つの分野、31の基本施策、104の基本事業で構成され、重点プロジェクトは人口減少抑制プロジェクトが24の基本事業、地域経済活性化プロジェクトが13の基本事業で構成されている。令和4年度においても実施する基本事業に関連づけられ、これら事業等に要する「当初予算額」「補正予算額」「最終予算額」等について、分野ごとに示していくこととしている。

町民満足度及び施策成果指標の推移については、令和5年1月時点の目標達成状況が示され、各基本施策における町民満足度31項目に加え、成果指標を47項目設定し、町民意識調査等によ

り数値の把握・管理に努めている。町としては、令和9年の目標達成となるよう、後期に向けた計画内容の見直し・改善を含め、より効果的な事業の展開に努めていくこととしている。

委員会意見。

実施計画は、令和4年度より3期目としており、前年度からの事業数の増減及び追加された事業の捉え方、さらには各事業と予算執行との整合性を図っていることなどについては、膨大な情報やデータから整理され管理が徹底されていることは今回の調査で改めて理解できた。しかしながら、個別事業における評価については、町民満足度及び成果指標の推移等が示されているものの、さらなる検証と評価の「見える化」が必要である。

また、重点プロジェクトでは、きめ細かく体系別に整理されている中で目標値の設定や達成率の捉え方等においても、町民にも分かりやすく理解が深まる仕組みを検討すべきである。

今後もPDCAサイクルによる進行管理が想定されるが、町の組織体制及び高度化する業務内容を見据え、業務の効率化、合理化などを図るためには、継続した行財政の改革、さらにはDX推進にも着目し、必要な改善を進めるべきである。

町の政策規範となる総合計画の推進においては、円滑な行政運営があつて各事業が達成され町民サービスに寄与されることから、今後の取組経過や状況について「見える化」を図り理解共有から実効性を高めることにつながることを期待する。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、小委員会、①、議会報告会・懇談会の企画及び運営に関する事項、②、広報及び広聴の調査・研究に関する事項、③、議会広報の編集・発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広聴の企画及び運営に関する事項、議会広報及び広聴の調査・研究に関する事項、議会広報の編集・発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、議会報告会の企画及び運営。

毎年5月をめぐりに実施する議会報告会について、令和5年は改選の年であるため、4年間の総括を行った後、実施することとした。

②、広報広聴の調査・研究。

広報広聴常任委員会の議会改革の一環としての広報広聴活動についてまとめ、議員研修誌「地方議会人」に寄稿した。(2023年2月号に掲載)。

③、議会広報の編集・発行。

議会だより第182号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第22、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

次に、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、「物価高騰が町内産業に与える影響について」結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり調査期間の延期について申出がありました。産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いいたします。

次に、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第23、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日21日から6月30日までの103日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

明日21日から6月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 貳 又 聖 規